

平成 26 年 3 月 26 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 26 年 3 月 26 日（水）開会：午前 9 時 30 分 閉会：午後 0 時 27 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長 篠原正寛（政新会）
副委員長 河崎はじめ（市民クラブ改革）
委員 大石伸雄（政新会）
八木米太郎（蒼士会）
西田いさお（むの会）
野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）
山田ますと（公明党議員団）
他に、地方自治法の規定に基づき、嶋田克興議長が出席

4 欠席者

なし

5 傍聴議員

岸利之

6 一般傍聴者

なし

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 大野詔三
次長 北林哲二
庶務課長 原田順子
議事調査課長 村本和宏

8 協議事項について

（1）議会活性化・透明化促進について

議会活性化・透明化促進について、協議しました。

議会活性化・透明化促進のために行いたいこととして、単独の提案となっていた事項（本会議のTV中継、議会全体の権能強化、議会だよりの拡充、控室のセキュリティの向上、法制担当の専門職員の確保）について、各派の賛否等の意見を聴取し、提案会派からも補足説明がありました。

協議の結果、議会全体の権能強化については、今後、他の協議事項により協議することとなりました。

また、各提案事項の説明について、提案会派は次の委員会（4月9日）までに、内容を再度確認の上、補足説明等があれば用意することとし、引き続き協議することとされました。

(2) 常任委員会の在り方について

常任委員会の在り方について、協議しました。

まず、常任委員会の数を4つから5つとした場合の再編例と、それぞれの委員会が所管する課の数、予算額及び事務事業の数の規模について、事務局から説明がありました。

次に、常任委員会の数を5つとすることにより、今まで以上により深い審議をし、議会の責任を果たしていくためには、具体的にどのようなことをすれば良いのかについて、各派の意見を聴取しました。提案意見について、正副委員長で項目を整理し、次の委員会で引き続き協議することとされました。

(3) 正副議長の事実上の任期について

議会役職にかかる議長の事実上の任期について、議長が慣例により1年で交代している現状を見直し、再エントリーを妨げないとするかどうかについて協議しました。

慣例による1年交代を仮に見直すとした場合、再任は同一任期中に1回(通算2年)に限るという理解で、現状を見直すべきとしている会派の意見が一致しました。

今後、現状を維持すべきとしている会派を含め、新たな取り決めを行うことができるのかを協議していくにあたり、申し合わせの原案を各委員に説明し、事務局においてもその文言を検討することとしました。各委員はこれを持ち帰り、原案又は事務局が検討した案に対する問題点の指摘又は賛否等の意見を、次の委員会までに用意することとなりました。

次回の委員会で引き続き協議することとされました。

(4) 議会基本条例について

議会基本条例に定める「議会役職」、「広報及び意見募集」、「視察」の3つの小理念について、それぞれ協議しました。

各小理念について、条文の原案を説明し、各委員から意見を聴取しました。各委員は、これを持ち帰り、原案に対する賛否等の意見を次の委員会までに用意することとなりました。

次回の委員会で引き続き協議することとされました。

(5) その他

(1) 政務活動費市政報告に関する勉強会

政務活動費市政報告に関する勉強会(以下「勉強会」という。)において、政務活動費により市政報告を発行する場合の考え方(順守すべき事項)について協議され、勉強会でまとめられた「政務活動費運用に関する手引き」(以下「手引き」という。)の改定案について、本委員会でその内容を確認しました。

協議の結果、本改定案のとおり手引きを見直すことで各派の意見が一致したため、以下の項目及び関連事項を手引きに追加し、平成25年度の収支報告から適用することを本委員会の一致した意見として、議会運営委員会に報告することとなりました。

(手引きの改定案)

(ア) 市政報告の発行は自己の選挙前事前運動と混同されないよう、発行時期及び発行部数等が大きく偏らないように配慮しなければならない。

(イ) 市政報告の発行は自己の宣伝行為と混同されないよう、内容及び写真等の使

用には十分配慮しなければならない。

- (ウ) 原則として市政報告には自己の議員活動紹介を載せることはできないが、記事内容の説明上必要な場合や市政調査に関する場合など、宣伝行為とならないものは例外とする。
- (I) 市政報告には発行者を特定させるために必要な情報を超えて自己の紹介について掲載することはできない。
- (オ) 市政報告に掲載する意見は市政に関するものに限る。
 - (ア)～(オ)にそれぞれ「少なくとも全額充当を認めがたい事例」を記載。(具体的な記述は省略)

次回以降の委員会の日程

平成 26 年 4 月 9 日 (水) 午後 2 時 00 分～午後 4 時 30 分
平成 26 年 4 月 24 日 (木) 午前 9 時 30 分～正午
平成 26 年 5 月 9 日 (金) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 00 分
平成 26 年 5 月 19 日 (月) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 00 分
平成 26 年 6 月 4 日 (水) 午前 9 時 30 分～正午

以 上